

議案第45号

逗子市こども発達支援センター条例の制定について

逗子市こども発達支援センター条例を次のように制定する。

平成28年9月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市こども発達支援センター条例

(目的及び設置)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条に規定する障がいのある児童や発達に心配があり支援を必要としている児童及びその保護者等（以下「障がい児等」という。）の療育に関する相談及び必要な専門的支援等を行うことにより、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成するため、逗子市こども発達支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、その管理等について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 逗子市こども発達支援センター
- (2) 位置 逗子市桜山5丁目20番29号

(職員)

第3条 支援センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(事業等)

第4条 支援センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業等を行う。

- (1) 児童の発達に係る相談及び専門的支援等に関すること。
- (2) 児童の発達に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 前2号に関する関係機関との連携及び調整に関すること。

- (4) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (5) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業に関すること。

(利用対象者)

第5条 支援センターを利用することができる者は、市内に住所又は居所を有する障がい児等とする。

(利用の制限)

第6条 市長は、支援センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援センターの利用を拒否し、又は利用を中止することができる。

- (1) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他支援センターの管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償の義務)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

障がいのある児童や発達に心配があり支援を必要としている児童及びその保護者等が地域で安心した暮らしを保てるようにするに当たり、新たに逗子市こども発達支援センターを設置することに伴い、制定する要あるため提案する。